

# 令和5年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和5年12月15日

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）

議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第62号 議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第65号 芸西村特別会計条例の一部を改正する条例

議案第66号 芸西村監査委員条例の一部を改正する条例

議案第67号 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第68号 芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第69号 芸西村簡易水道事業の設置等に関する条例

議案第70号 芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第71号 芸西村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例

議案第72号 芸西村水道施設整備基金条例を廃止する条例

議案第73号 芸西村下水道事業の設置等に関する条例

議案第74号 芸西村公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第75号 芸西村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

議案第 76 号 令和 5 年度芸西村一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 77 号 令和 5 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 78 号 令和 5 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 79 号 令和 5 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 80 号 令和 5 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 81 号 令和 5 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 82 号 芸西村地場産品直販所の指定管理者の指定について

議案第 83 号 安芸市芸西村介護認定審査会共同設置規約の変更について

日程第 4

芸西村選挙管理委員及び補充員の選挙

招集年月日 令和5年12月15日（金）

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
総務課長	松本 巧	会計管理者	高松 千恵	健康福祉課長	都築 仁
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔
健康福祉課長補佐	長崎 寛司	産業振興課長補佐	常光 紘正	土木環境課長補佐	山崎 純裕
企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

## 【議事の経過】

令和5年12月15日（金）

[9:00 開会]

### 《開会》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和5年第4回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 《諸般の報告》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から8月、9月、10月の例月出納検査の結果報告並びに芸西村議会会議規則第129条第1項の規定により、令和5年9月14日に決定された議員派遣について、派遣議員から報告書が、お手元に配付のとおり提出されております。以上をもって、諸般の報告を終わります。

### 《日程第1》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて、4番山本俊二君、5番濱田圭介君を指名します。

### 《日程第2》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長西笛千代子君。

#### ○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。運営委員会報告をいたします。去る、12月8日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付しております会期及び審議予定表のとおり、本日12月15日から21日までの7日間とするものです。

本日は、まず、村長提出の議案第61号から第83号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。次に、芸西村選挙管理委員会委員長通知による選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

16日から19日までは議案精査のため休会といたします。

20日は一般質問を行っていただきます。

21日は議案第61号から第83号までの審議・採決並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。

以上が、本定例会の会期日程でございます。

本議会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしく願いいたします。

#### ○ 岡村 俊彰 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月21日までの7日間にすると思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から12月21日までの7日間に決定しました。

## 《行政報告並びに提案理由の概略説明》

### ○ 岡村 俊彰 議長

村長より、行政報告並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝渕村長。

### ○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。本日は、12月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

提案に先立ち現在の事務・事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

まず、この度の県知事選挙において濱田省司氏が再選を果たされ、濱田県政の2期目がスタートをいたしました。

知事は、かねてより関西圏との連携強化に重点を置かれており、県産業にさらに付加価値をつけ、高知県の魅力である農林水産業と観光を振興させながら、女性が活躍できるような環境整備を行い、若年人口の増加対策を進めると表明をされております。知事には就任以来、村内の現場にも足を運んでくださり、本村の強みや魅力、そして抱える課題などについては詳しく把握していただいておりますので、引き続き連携を深めながら村政の推進に努めてまいります。

さて、毎年11月は各団体・組織の総会が東京で行われ、全国の町村長は2週間程度上京して各種会議に出席し、その決議内容を各大臣や省庁の担当部局、また国会議員などに直接要望することが通例となっております。

6・7日には、高知県農業農村整備事業推進協議会の会長として、令和6年度当初予算での必要額の確保と、本村が抱える浸水被害対策などに特段の措置を講じていただくよう、農林水産省事務次官、農村振興局長、振興局災害対策室長などに加えて、予算配分をつかさどる財務省にも足を運び、主計局の担当主計官に要望活動を行いました。

さらに、15日に開催された全国町村長大会では、少子化対策の推進とこども子育て政策の強化、実効ある経済対策による地域経済の再生、地方分権改革の推進、ゴルフ場利用税の断固堅持など全17項目を決議し、会議終了後は県選出国會議員等関係者に対し、高知県町村会副会長の立場で要望・要請を行いました。

また、本村が平成28年に相互連携協定を結び、現在都内日本橋において芸西産の鴨や日本酒、農産物などの地元食材を扱う飲食店「高知県芸西村 土佐鴨 日本橋」を運営していただいております株式会社ファンファンクションの合掌社長を中心に、同社が経営する日本各地の地名が付いた店舗に由来する、5町村長が初めて都内で集まり、意見交換をする機会を得ました。

会合では、北海道からカキなどの海産物で有名な北海道厚岸町、ウニ・ホタテなどの海産物と酪農が盛んな八雲町、北陸からはブリなどの海産物を中心に力を入れている福井県美浜町、長崎県からは五島列島の離島に位置しながらも、海産物や肉用牛のブランド化や、体験型観光などにも力を入れる小値賀町の各町長と意見交換し、互いの自治体の魅力を生かすために、今後の観光や産業の事業間連携や、情報共有を行うことで合意が図られました。

取り組みとしては緒に就いたばかりであり、連携案などの具体化はこれからですが、本村を発信する新たなきっかけになる可能性も感じますので、協議を継続してまいります。

まず、人事ですが、令和6年4月1日採用予定の一般行政職の職員採用試験の最終面接を11月18日に実施し、採用予定者2人を決定しました。また、同じく来年4月採用予定の保育士の一次試験を12月3日に実施しました。

次に、選挙は、10月22日には、参議院議員補欠選挙が行われましたが、在外投票を除く投票率は37.26%となりました。また、11月26日に行われた高知県知事選挙の投票率は37.77%という結果となり投票率の低下傾向が続いています。知事選挙は前回より10.34%低下しており、県内全体の傾向となりますが、住民の選挙に関する関心の低下が危惧されるところです。

その他では、国の総合経済対策の低所得世帯支援枠として、住民税非課税世帯に1世帯当たり7万円を追加支給することになりました。現在、事務手続きを進めており、早期に支給を行いたいと考えております。

ふるさと納税は、10月末現在の寄附額が1億1637万円で、前年比139%となっています。10月からのルール改正に伴い、9月に駆け込みの寄附が多く、9月だけでみますと、前年比353%と大幅に増加していま

す。

ふるさと納税型クラウドファンディングは、本年度6事業が採択され、11月1日より各サイトに掲載して寄附を募っています。昨年度採択され、繰越した事業のうち、合同会社芸西プロジェクトの宿泊施設、NAMITERASU GEISEIが完成し、11月10・11日に完成セレモニーが催されました。その他2事業についても年度末の完成を目指しております。

次に、地域振興ですが、地区懇談会は、げいせい未来会議と融合させ、「げいせい村の未来を語る地区懇談会」と題して9月19日に村内3か所で開催いたしました。

集落活動センターは、令和3年度に芸西小学校6年生から提案がありました白玉糖をつかったお菓子のアイデアの中から、白玉糖ラスクを商品化しました。今後、かっぱ市をはじめ、村内外で販売する予定です。

観光振興では、琴ヶ浜竹灯りの宵を10月28日に4年ぶりに開催し、約3000人にご来場いただきました。本年度は導流堤工事のため、会場の駐車場が十分に確保できなかったことなどから、シャトルバスによる送迎や、ごめんなはり線の利用促進を行いました。来場者にご不便をおかけした点を含めて、関係者からヒアリングを行い、状況を整理して竹あかり実行委員会の反省会で、来年度の体制や準備について検討を行いました。また、アンケート結果を実施し、多くのご意見をいただきましたので、村の観光施策やPRの参考にしたいと考えています。

第2弾として12月1日から令和6年1月8日まで、ロイヤルホテル土佐で開催する竹灯りの宵は、広報の工夫を行い、来客増を目指してまいります。

みのりの王国芸西フェスタも4年ぶりに開催し、約1400人にご来場いただき、盛況のうちに終えることができました。

第42回カシオワールドオープンゴルフ大会は、鍋谷太一選手が通算14アンダーで初優勝し、高知県出身の片岡大育選手からも熱戦を繰り上げ、多くの観客を盛り上げてくれました。

次に、住民福祉・保健衛生です。8月に実施いたしました集団健診の結果説明会を9月20・21日に行いました。2日間で61人の参加があり、健診結果などから見えてくる、食事や生活習慣に関してアドバイスや個別指導を行うとともに、医療機関へつなぐ取り組みも行いました。

敬老会を9月18日に4年ぶりに開催し、75歳以上の対象者82人にご参加いただき、演芸等をお楽しみいただきました。

子育て世代包括支援センターでは、11月8日に幼児食講座を実施し、8組の親子の参加がありました。

地域包括支援センターでは、認知症講演会と楽々介護教室を開催しました。各ふれあいセンターでは各種介護予防教室を開催しました。

新型コロナワクチン接種は、令和5年秋開始接種を10月20日から村内医療機関等で実施しています。

芸西フェスタの健康福祉まつりでは、骨密度測定、お薬相談会、減塩食の試食、大腸がんクイズラリー等を実施し、延べ500人に参加いただきました。

地籍調査は、現地の一筆地調査を9月4日から実施し、12月11日に概ね完了しております。残る調査についても所有者と調整や再立会を行い年内の完了を目指します。また、昨年度調査した測量図の閲覧は2月頃に行う予定です。

移住促進は、村への移住を検討している方が、村内で働きながら暮らしを体験するワーキングホリデーとして、8月18日から23日間滞在しました。9月23日には、県東部地域合同で企画しました東部移住フェアを開催し、移住促進活動を行いました。12月16・17日には、東京・大阪で開催される移住相談会「高知暮らしフェア」に出展し、移住者の獲得につなげてまいります。

空き家を借り受けて改修し、移住者に貸し出す空き家活用促進事業は、10月20日に改修工事を契約し、着手しております。

農業振興は、園芸用ハウス整備事業の高度化区分1件について、11月21日にJAによる入札が行われ、着手しております。また、来年早々に事業を希望する要望がありましたので、来年度事業予定の一部を前倒しして実施するため、補正予算に計上しております。農業用燃料タンクの整備支援は、流出防止装置付き燃料タンク3基を設置し、9月末に完了しております。スマート農業推進事業は、法人農家2戸へ農業用ドローンの導入支援が10月10日に完了しました。

新規就農者の支援・確保は、新規就農者1人が研修を経て7月からJAサポートハウスで経営を開始しています。

農業担い手候補生として募集しております地域おこし協力隊は、インターンシップ制度を利用し、1人が10月23日から2週間、村内の協力農家や集落活動センターなどで地域活動を体験しました。

その他9月24日には高知市でれんげい高知主催の就農相談会に、11月25日には大阪で行われました就農相談会「新・農業人フェア」に出展し、移住や就農についてPRしてまいりました。1月20日には東京で開催される就農相談会にも出展を予定しております。

有害鳥獣対策は、猟期外である11月14日までに駆除した頭数はシカ207頭、イノシシ41頭でした。昨年同時期と比較してシカは167%増加の一方、イノシシは41%減少しており、大きく変動する数値を注意深く見守ってまいります。

林業は、松林の保全について10月下旬に枯損松の調査を行い、伐倒すべき松は44本で、昨年より25本増加しております。近年、松枯れは少ない傾向にありましたので注意してまいります。今後は、2月頃に伐倒駆除処分と西分地区で松枯れ防止薬剤の樹幹注入を行う予定です。

水産は、西分漁港内荷捌所改修工事を年内完成予定で進めておりましたが、柱深部の損傷やコンクリートの爆裂が見つかり、柱補強の増設やクラック補修などが必要となるため、変更契約により工期を延長し、年度内の完成を目指します。

住宅ですが、公営住宅は、火災報知器の取り替えをウサイ谷団地や下中団地など59戸を対象に実施しました。旧北芝団地解体工事は順調に作業が進んでおり、年内に作業が完了する見込みです。

次に、土木です。土木関係は、老朽化が進み改修が必要になっておりました、役場北の村道桜ヶ池線、津野地区の村道吉野線の側溝や舗装工事が完了しました。本年度から2か年計画で進めております中学校東側の村道と食東線の水路改修、道路拡幅事業は、国の補正予算を要望しており、関連予算を計上しております。

河川関係は、国の高規格道路工事に併せて行う必要のある、和食陸橋西側の江波川護岸改修工事を行っております。

農業水路等長寿命化事業で行っております和食地区の東地水利組合及び赤野土地改良区の用水路の補修は、老朽度の高い城本地区周辺の工事を行うよう準備を進めております。

和食ダム事業は、堤体コンクリートの打設や天端橋梁の架設が完了し、年明けからはタワークレーンの撤去や貯水池内の樹木伐採などの工事が予定されております。

消防・防災ですが、消防関係は、9月23日未明に和食地区で住家火災が発生し消防団が出動しました。建物は全焼となり、それに伴い周辺の建物にも部分的な延焼被害は出たものの、住民の方への人的な被害には至らず収束いたしました。

11月9日には火災予防パレードと消防水利の点検を行い、11月15日には抜き打ち訓練を実施し、火災予防活動の推進と火災対応力強化への取り組みを進めました。

次に、教育です。教育施設集約化事業は基本構想委託業務が終了しました。現在の幼稚園・小学校敷地に建設する案と、隣接する民有地を購入し敷地を広げて建設する2案を作成しましたが、各施設長やPTA等で組織する検討委員会から、現在の敷地で建設した場合、スペースに余裕がなく、認定こども園が2階建て、グラウンドが狭くなる等、懸念材料があることから、敷地を広げる案を優先して進めるよう答申されました。

また、津波浸水区域外ではあるものの、地盤沈下対策や嵩上げ等の地震・津波浸水対策を実施することや、地域住民の避難ビルとなる機能を備えることなどが合わせて要望されておりますので、今後は答申を尊重しながら事業を進めてまいりたいと考えています。

学校教育は、小学校が9月23日に予定していた運動会をインフルエンザ流行のため11月18日に延期して実施しました。中学校の体育大会は天候不良のため、9月10日及び13日に実施しました。

中学校制服をジェンダーレス対応のため、現行の制服にブレザータイプを追加する予定で、現在中学校の制服検討委員会で検討しており、令和6年度からは制服が選択制になる予定です。

本年度から始まりました高等学校等生徒の通学定期券購入費の助成事業は、12月までに50人分124万4千円を助成しました。

社会教育は、村在住外国人対象に日本語学習や多文化共生を目的とした、げいせいにほんごサロンが10月からスタートしました。

11月5日には生涯学習振興大会を開催し、講演会では生き方カウンセラーの羽林由鶴さんをお招きし、「毎日が楽しくなるコツ」についてご講演いただきました。

文化資料館・筒井美術館では、5月20日から10月30日まで筒井広道の描く花展を開催し、820人の来場

がありました。また、引き続き「らんまん」関連の「牧野が生んだ土佐の自然」の一環で「芸西メランジュとマンガン団塊展示会」を10月1日から令和6年3月31日まで開催しています。

次に、特別会計です。

国民健康保険では、10月18・19日に村民会館で、がん検診、集団健診を行いました。特定健診の受診者は、2日間で103人、前年比23人増となりました。

8月末時点の受診率の速報値は18.6%で、前年同時期と比較すると0.2%減となっております。

簡易水道では、新設改良関連は、正路地区の配水管布設替工事が完了しました。現在、西分郷中地区の老朽管布設替工事と一向地区の新設布設替工事を発注し、年度内完了予定で進めております。

本議会に提案いたしました議案は、条例15件、補正予算6件、その他2件の合計23件です。

詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で、村長の行政報告並びに提案理由の概略説明を終わります。

### 《日程第3》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第3、議案第61号から議案第83号までを一括上程いたします。議案順に順次説明を求めます。松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

おはようございます。議案の説明をさせていただきます。

議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正は、令和5年8月7日付の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に合わせて、芸西村の一般職職員の給与の改定を行うものであります。人事院勧告におきまして、月例給は民間企業における初任給の動向や人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置いて、給料月額を引き上げが行われます。また、期末手当、勤勉手当につきまして、それぞれ年間0.05月分を引き上げ、期末・勤勉手当合わせて年間0.1月分を引き上げることとし、年間4.4月分から4.5月分引き上げられます。

施行期日につきましては、第1条の令和5年度の期末勤勉手当の支給率と給料表の改定につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。第2条の令和6年度の期末勤勉手当の支給率の改定は、令和6年4月1日からの施行となります。

次に、議案第62号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の給与が改定されることに伴い、議会の議員の期末手当の改定を行うものであります。特別職の国家公務員の特別給が年間0.1月分引き上げられますので、同じく議会の議員に対する期末手当を年間0.1月分引き上げるものであります。令和5年度は、12月期において0.1月分引き上げを行い、令和6年度は6月期に0.05月分、12月期に0.05月分引き上げ、合わせて年間0.1月分引き上げを行うこととしております。

続きまして、議案第63号芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正は、議会の議員に対する期末手当の改定と同じく、特別職の国家公務員の給与が改定されることに伴い、村長等の期末手当の改定を行うものであります。特別職の国家公務員の特別給の年間0.1月分引き上げに合わせて、村長等に対する期末手当を年間0.1月分引き上げるものであります。令和5年度は、12月に0.1月分、令和6年度は6月、12月にそれぞれ0.05月分引き上げこととしております。

続きまして、議案第64号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今

回の条例改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方税法の一部が改正されました。国民健康保険税において、出産する被保険者の産前産後の所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたことにより、芸西村国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割額と均等割額を出産予定月の1か月前から翌々月までの4か月間減額を行うものであります。また、今回の改正に合わせて、現行条文の修正も併せて行っております。施行期日は令和6年1月1日からとなっており、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の保険税に適用がされます。

次に、議案第65号芸西村特別会計条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正は、芸西村簡易水道事業特別会計及び芸西村下水道事業特別会計が地方公営企業法の財務規定を適用した公営企業会計に移行することに伴い、両特別会計を廃止するものであります。施行期日は、公営企業会計の適用に合わせて、令和6年4月1日となります。

続きまして、議案第66号芸西村監査委員条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計の公営企業会計への移行に伴い、芸西村監査委員条例で定めている地方自治法の規定に基づく職員の賠償責任や決算並びに決算書、また例月検査等の監査の規定に、地方公営企業法で定めている決算や職員の賠償責任等に関する監査の規定を追加し、公営企業会計の簡易水道事業並びに下水道事業を監査の対象とするものです。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

議案第67号芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本条例は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正、引用条項の項ずれを改めるものです。また、こども家庭庁の設置に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の指針を定めるものが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたため、所要の改正を行うものです。

続いて、議案第68号芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本条例は、こども家庭庁の設置に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の指針を定めるものが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたため、所要の改正を行うものです。以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 岡村 俊彰 議長  
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。議案第69号から議案第75号を説明します。今回の条例制定等は、総務省からの通知によりまして、令和6年4月1日から簡易水道事業、下水道事業の一部に地方公営企業法の財務規定等を適用するために行うものです。

議案第69号芸西村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について説明いたします。本条例は、芸西村簡易水道事業を長期的に安定した事業として運営していくために、これまでの官公庁の特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用した公営企業会計へ移行するものです。

第1条では、簡易水道事業の設置を、第2条では、法の財務規定等の適用として、地方公営企業法の財務規定等を適用することを規定しております。第3条では、経営の基本を規定しております。第2項からは、水道法に基づき、高知県から簡易水道事業の認可を受けている地域や規模を規定しております。第4条では、

重要な資産の取得及び処分に関することを規定しております。対象額や対象面積につきましては、地方公営企業法施行令で示される基準に倣い、同額としております。第5条では、議会の同意を要する賠償責任の免除に関することを規定しており、対象額につきましては、村長の専決処分事項の指定に規定しております額と同額としております。第6条では、会計事務の処理に関すること。第7条では、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等に関することを規定しており、対象額につきましては、既に公営企業法に移行しております自治体を参考にした額としております。8条では、業務状況説明書類の作成に関することを記しております。施行日は、令和6年4月1日とするものです。以上が、議案第69号の説明になります。

続きまして、議案第70号芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を説明します。本条例は、簡易水道事業の給水に関する事項として、水道料金や給水装置工事の費用負担金のほか、給水を適正に保持するために必要な事項を定めており、改正する第2条には給水区域を規定しているところです。本議会で提案しております芸西村簡易水道事業設置等に関する条例で、給水区域を改めて規定するため本条例から削除するものです。

また、第38条第1項には、給水区域内の給水装置を新設する際の給水加入金に関することが規定されております。こちらも第2条と同様に給水区域について、本議案で提案しております芸西村簡易水道事業等の設置等に関する条例で規定するための所要の改正を行うものです。施行日は、令和6年4月1日とするものです。以上が、議案第70号の説明になります。

続きまして、議案第71号芸西村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について説明いたします。本条例は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものです。第1条では趣旨を、第2条では利益の処分の方法及び積立金の取り崩しを規定しております。毎事業年度に利益が生じた場合、前事業年度から繰り越した損失金があるときは、その損失金を埋め、損失金を埋めてもなお残額があるときは、減債積立金、建設改良積立金及び利益積立金に積み立てることを規定しております。第2項では各種積立金の目的を、第3項では積立金を使用した場合に資本金に組み入れることを定めております。第3条では、資本剰余金に関する規定を定めております。施行日は、令和6年4月1日とするものです。以上が、議案第71号の説明になります。

続きまして、議案第72号芸西村水道施設整備基金条例を廃止する条例を説明します。本条例は、水道施設の整備に要する財源を円滑にするために制定されているところです。簡易水道事業が公営企業会計に移行した後、剰余金が発生した場合は、本議案で提案しております芸西村簡易水道事業剰余金の処分等に関する条例により運用することになります。そのため本条例を廃止するものです。施行日は、令和6年4月1日とするものです。以上が、議案第72号の説明になります。

次の議案第73号から第75号までは、下水道事業に公営企業会計法の一部を適用するためのもので、先ほどの簡易水道事業に関連する議案の内容と同じ運用がなされるものがございます。重複部分につきましては一部割愛させていただきます。

議案第73号芸西村下水道事業の設置等に関する条例の制定について説明いたします。本条例は、芸西村下水道事業を長期的に安定した事業として運営していくために、これまでの官公庁の特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用した公営企業会計へ移行するため制定するものです。

第1条では、下水道事業の設置を、第2条では、法の財務規定等の適用として、地方公営企業法の財務規定等を適用すること。第3条では、経営の基本を規定しております。第2項からは、芸西村特定環境保全公共下水道事業計画に基づいた区域や規模を規定しております。第4条以降は、議案第69号芸西村簡易水道事業の設置等に関する条例で説明しましたものと同じ内容になります。第4条では重要な資産の取得及び処分を、第5条では議会の同意を要する賠償責任の免除を、第6条では会計事務の処理を、第7条では議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等を、第8条では業務状況説明書類の作成を、施行日は令和6年4月1日とすることをそれぞれ規定するものです。なお、条文中の金額や面積につきましては、公営企業法施行令の基準等を参考にしたものとしております。以上が、議案第73号の説明になります。

続きまして、議案第74号芸西村公共下水道条例の一部を改正する条例を説明いたします。本条例は、公共下水道の管理及び使用について、下水道法の規定により定めており、改正する第3条には終末処理場の設置を規定しているところです。本議案で提案しております芸西村下水道事業設置等に関する条例で、終末処理場の名称及び位置を改めて規定するため、本条例から削除するものです。施行日は、令和6年4月1日とするものです。以上が、議案第74号の説明になります。

続きまして、議案第75号芸西村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について説明いたします。本条例は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものです。先ほどの議案第71号芸西村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例で説明した内容と同じになります。

第1条では趣旨を、第2条では利益の処分の方法及び積立金の取り崩しに関すること、第3条では、資本剰余金の取り扱いに関することを定めております。施行日は、令和6年4月1日とするものです。以上が、議案第75号の説明になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 岡村 俊彰 議長  
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

議案第76号令和5年度芸西村一般会計補正予算(第3号)について説明をいたします。1ページをお願いします。

令和5年度芸西村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4390万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7741万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

債務負担行為。第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第4表債務負担行為による。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

55款5項、国庫負担金194万4千円の増。障害福祉システムの改修、広域保育の負担金等になります。

10項、国庫補助金1464万円の増。住基システムの改修、道路改良事業の補助金等になります。

60款5項、県負担金66万1千円の増。広域保育の負担金です。

10項、県補助金260万9千円の減。こちらは、地籍調査事業の額確定による減額と園芸用ハウス整備事業の追加が主なものです。

75款5項、繰入金2927万3千円の増。こちらは財政調整基金からの繰入金となります。

以上、合計4390万9千円の補正となります。

続きまして、3ページ歳出です。

5款5項、議会費35万1千円の増。給与改定によるものです。

10款5項、総務管理費26万1千円の増。

10項、徴税費128万5千円の増。森林環境税対応のシステムの改修の経費となります。

15項、戸籍住民基本台帳費306万2千円の増。こちらは住基システムの改修費用です。

25項、統計調査費2455万円の減。こちらは地籍調査事業の事業費確定による減額です。

35項、企画費197万円の減。福祉館の空調設備工事の事業費の確定によるものです。

15款5項、社会福祉費306万9千円の増。障害福祉システムの改修及び介護保険事業の繰出金です。

10項、児童福祉費570万9千円の増。給与改定と広域保育の負担金です。

15項、災害救助費7万2千円の増。

20 款 5 項、保健衛生費 26 万 4 千円の増。

25 款 5 項、農業費 2766 万 8 千円の増。こちらはレンタルハウス建設補助の増額とその他の事業の事業費の確定による減額によるものです。

10 項、林業費 160 万 2 千円の減。こちらは林業関係の補助事業の減額です。

15 項、水産業費 19 万 3 千円の減。

35 款 5 項、土木管理費 434 万円の増。こちらは県営急傾斜地事業の負担金の増額です。

10 項、道路橋梁費 2200 万円の増。こちらは和食ダム関連事業と国の補正予算対応の道路改良工事の増額です。

15 項、河川費 20 万円の増。

20 項、住宅費 32 万 9 千円の減。

25 項、公共下水道費 120 万円の増。こちらは繰出金の増額です。

45 款 10 項、小学校費 17 万円の増。

15 項、中学校費 77 万 3 千円の増。

25 項、社会教育費 66 万 1 千円の増。

30 項、保健体育費 121 万円の増。こちらは桜ヶ丘公園の修繕工事費用となります。

60 款 10 項、基金費 25 万 8 千円の増。

以上、4390 万 9 千円の増額となります。

次に、5 ページをお願いします。

第 3 表繰越明許費。

35 款 10 項、事業名、防災・安全社会資本整備交付金事業。金額が 2341 万 3 千円。こちらは、ダム関連の道路事業と村道と食東線の改良工事が対象となります。

次に、6 ページをお願いします。

第 4 表債務負担行為補正。

1、変更。管理型最終処分場整備負担金。変更前の期間が令和 4 年度から令和 7 年度まで、限度額が 850 万円。変更後の期間が令和 4 年度から令和 9 年度まで、限度額が 1331 万 8 千円となります。

今回の債務負担行為補正は、高知県並びに市町村が負担して佐川町に整備を進めております管理型最終処分場について、工事を進める中で、敷地内の切土斜面の土質が悪く、崩壊の恐れがあることから、安全対策費用が新たに必要になったことによるものです。期間につきましては 2 年間延長し令和 9 年度まで、限度額につきましては 481 万円増額し、1331 万 8 千円に変更するものです。

あと、節ごとの補正予算の詳細は、9 ページ以降の事項別明細の説明書をご覧ください。

以上が一般会計補正予算第 3 号となります。

○ 岡村 俊彰 議長

都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

おはようございます。議案第 77 号令和 5 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を説明します。1 ページをお願いします。

令和 5 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9469 万 5 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入です。

30 款 5 項、繰入金 14 万 5 千円増。こちら一般会計からの事務費繰入です。

続きまして、3 ページをお願いします。

歳出です。

5 款 5 項、総務管理費 14 万 5 千円増。職員手当の増額です。

35 款 5 項、償還金及び還付加算金 7 万 9 千円増。こちら県支出金精算返納金です。

15 項、基金費 7 万 9 千円減。基金積立金の減額です。

歳出合計は、14 万 5 千円となっております。

今回の補正予算は、保険給付費の県への返還金及び職員給与に関する補正です。

なお詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりとなっております。

続きまして、議案第 78 号令和 5 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を説明します。

1 ページをお願いします。

令和 5 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2627 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 2304 万 6 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

20 款 5 項、国庫負担金 402 万円増。給付費の増によるものです。

10 項、国庫補助金 376 万 5 千円増。システム改修費等の増によるものです。

25 款 5 項、支払基金交付金 615 万 6 千円増。給付費の増によるものです。

30 款 5 項、県負担金 339 万円増。こちらも給付費の増によるものです。

45 款 5 項、一般会計繰入金 508 万 9 千円増。事務費等の繰り入れの増によるものです。

10 項、基金繰入金 385 万 7 千円増。給付費に充当するため基金を繰り入れるものです。

歳入合計 2627 万 7 千円増となっております。

続きまして、3 ページをお願いします。

歳出です。

5 款 5 項、総務管理費 447 万 7 千円増。システム改修費によるものです。

10 款 5 項、介護サービス等諸費 2280 万円増。給付費の増によるものです。

99 款 99 項、予備費 100 万円の減。

歳出合計 2627 万 7 千円の増となっております。

今回の補正予算は、令和 6 年度の国の介護報酬改定に伴うシステム改修費用に関する補助金及び委託料と保険給付費の増額見込みによる補正です。

なお詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりとなっております。

続きまして、議案第 79 号令和 5 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を説明します。

1 ページをお願いします。

令和 5 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 86 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8383 万 5 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

20 款 5 項、一般会計繰入金 66 万 7 千円減。事務費の減額です。

30 款 25 項、雑入 20 万円減。後期高齢者広域連合からの委託金の減額です。

歳入合計 86 万 7 千円の減です。

続きまして 3 ページをお願いします。

歳出です。

5 款 5 項、総務管理費 86 万 7 千円減。一般管理費の減額です。

今回の補正予算は、高知県後期高齢者医療広域連合からの委託事業完了による不用額が見込まれるため、事務費等の歳入及び備品費等の歳出を減額しております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりとなっております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長  
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

議案第 80 号令和 5 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を説明いたします。

1 ページをお願いします。

令和 5 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5592 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6878 万 4 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の変更は、第 5 表地方債補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

15 款 5 項、繰入金 1217 万 2 千円の減。

45 款 5 項、村債 6810 万円の増。

補正額合計 5592 万 8 千円の増。

3 ページをお願いします。

歳出。

5 款 5 項、管理費、補正額 5592 万 8 千円の増。

4 ページをお願いします。

第 5 表地方債の補正。1、変更。起債の目的、簡易水道事業。補正前限度額 1 億 4170 万円、補正後限度額 2 億 980 万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法に変更はありません。

今回の補正で、主なものとして、歳入では、繰入金として基金繰入金の減額、村債として簡易水道事業債の増額。歳出では、管理費として、給水施設の修繕料や水道管布設工事のほか、ダム負担金の増額になります。水道管布設替工事につきましては、資材の高騰や一部工法の変更が生じることが見込まれるため 700 万円の増額。ダム負担金につきましては、県が国の補正予算を活用して、ダム建設費用を増額することから、これに合わせて村の負担金を増額するものです。以上になります。

議案第 81 号令和 5 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を説明します。

1 ページをお願いします。

令和 5 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 120 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5898 万 8 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

10 款 5 項、繰入金 120 万円の増。

3 ページをお願いします。

歳出。

5 款 5 項、下水道事業費 120 万円の増。

今回の補正で、主なものとして、歳入では一般会計からの繰入金を、歳出では中継ポンプ場の水位計取替修繕等の維持管理費の増額を計上しております。以上になります。

○ 岡村 俊彰 議長  
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

議案第 82 号芸西村地場産品直販所の指定管理者の指定についてを説明します。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、芸西村地場産品直販所の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び位置。名称、芸西村地場産品直販所。位置、芸西村和食甲 452 番地 1。

2、指定管理者となる団体。名称、有限会社かっぱ市。代表者、代表取締役井上健一。

3、指定期間。令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日。

ただし、村及び指定管理者双方に異議がないときは、1 年を単位として指定管理期間を延長することができるが、再延長は令和 11 年 3 月 31 日を限度とする。ご審議のほどよろしく願います。

○ 岡村 俊彰 議長  
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

議案第 83 号安芸市芸西村介護認定審査会共同設置規約の変更についてを説明します。

安芸市庁舎の移転により所在地が変更となるため、地方自治法第 252 条の 8 第 1 項第 3 号に規定する執務場所の変更に伴い、安芸市芸西村介護認定審査会共同設置規約の一部を改正するものでございます。願います。

○ 岡村 俊彰 議長  
以上で、一括上程議案の説明を終わります。

#### 《日程第 4》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 4、芸西村選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 1 項及び第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

被選挙人の指名方法は、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに決定しました。

芸西村選挙管理委員及び補充員を次のとおり指名します。

委員には、和食、筒井多一郎氏、和食、小松みち子氏、西分、松本晋吉氏、和食、坂本好史氏、以上 4 名を指名します。

補充員には、西分、白石修三氏、和食、入野賀和子氏、馬ノ上、仙頭龍子氏、西分、竹崎隆司氏、以上 4 名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました者を芸西村選挙管理委員及び補充員の当選者とするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名いたしました者が芸西村選挙管理委員及び補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

以上をもちまして、芸西村選挙管理委員及び補充員の選挙を終わります。

#### 《散会》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

〔10:03 散会〕